

衆議院 総務委員会 議録 第一号

本国会召集日(平成十六年十月十二日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 佐田玄一郎君
理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君
理事 野田 聖子君 理事 伊藤 忠治君
理事 松崎 公昭君 理事 松野 頼久君
理事 榊原 敬悟君
理事 岡本 芳郎君 理事 奥野 信亮君
理事 亀井 久興君 理事 小西 理君
理事 自見庄三郎君 理事 実川 幸夫君
理事 田中 英夫君 理事 谷 公一君
理事 谷本 龍哉君 理事 西田 猛君
理事 萩生田光一君 理事 平井 卓也君
理事 増原 義剛君 理事 松本 純君
理事 三ツ矢憲生君 理事 森山 裕君
理事 安住 淳君 理事 五十嵐文彦君
理事 稲見 哲男君 理事 大出 彰君
理事 楠田 大蔵君 理事 田嶋 要君
理事 高井 美穂君 理事 寺田 学君
理事 中村 哲治君 理事 西村智奈美君
理事 藤田 幸久君 理事 山花 郁夫君
理事 河合 正智君 理事 長沢 広明君
理事 塩川 鉄也君 理事 横光 克彦君

十月十二日
佐田玄一郎君委員長辞任につき、その補欠として実川幸夫君が議院において、委員長に選任された。

平成十六年十月二十一日(木曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

- 委員長 実川 幸夫君
理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君
理事 野田 聖子君 理事 森山 裕君

- 理事 安住 淳君 理事 伊藤 忠治君
理事 大出 彰君 理事 松崎 公昭君
理事 松野 頼久君 理事 榊原 敬悟君
理事 岡本 芳郎君 理事 奥野 信亮君
理事 亀井 久興君 理事 小西 理君
理事 佐田玄一郎君 理事 自見庄三郎君
理事 田中 英夫君 理事 谷 公一君
理事 谷本 龍哉君 理事 西田 猛君
理事 萩生田光一君 理事 平井 卓也君
理事 増原 義剛君 理事 松本 純君
理事 三ツ矢憲生君 理事 五十嵐文彦君
理事 稲見 哲男君 理事 楠田 大蔵君
理事 田嶋 要君 理事 高井 美穂君
理事 寺田 学君 理事 中村 哲治君
理事 西村智奈美君 理事 藤田 幸久君
理事 山花 郁夫君 理事 赤松 正雄君
理事 長沢 広明君 理事 塩川 鉄也君
理事 横光 克彦君

- 総務大臣 麻生 太郎君
総務副大臣 今井 宏君
総務副大臣 山本 公一君
総務大臣政務官 増原 義剛君
総務大臣政務官 松本 純君
政府特別補佐人(人事院総裁) 山本 保君
佐藤 壮郎君
総務委員会専門員 石田 俊彦君

委員の異動

十月二十一日

- 辞任 河合 正智君 補欠選任 赤松 正雄君
同日 辞任 赤松 正雄君 補欠選任 河合 正智君

同日
理事滝実君九月二十九日委員辞任につき、その補欠として森山裕君が理事に当選した。

同日
理事伊藤忠治君及び松崎公昭君同日理事辞任につき、その補欠として安住淳君及び大出彰君が理事に当選した。

十月十二日

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

同日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
は本委員会に付託された。

十月十八日

三位一体改革の推進に関する陳情書外一件(高松市番町四の一〇増田裕外八名)(第四号)
地方分権の推進と地方財政基盤の充実・強化に関する陳情書(岡山市内山下二の四の六千田博通外八名)(第五号)
郵政事業に関する陳情書外七百三十六件(岡山県御津郡加茂川町下加茂一〇七三の一片山舜平外七百六十九名)(第六号)
同日十三日

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(秋田県神岡町議会)(第一七号)
国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(鳥取県青谷町議会)(第一八号)
国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県鴨方町議会)(第一九号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県美星町議会)(第二〇号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県哲多町議会)(第二一号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県新庄村議会)(第二二号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(高知県佐賀町議会)(第二三号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(福岡県山川町議会)(第二四号)

現行の日本郵政公社経営形態の維持を求める意見書(山形県松山町議会)(第二五号)

国民のための郵政事業の改革を求める意見書(金沢市議会)(第二六号)

国家国民のための日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鳥根県東出雲町議会)(第二七号)

国民生活に資する郵政改革を求める意見書(大分県議会)(第二八号)

三位一体の改革及び自治体財政確立に関する意見書(北海道上磯町議会)(第二九号)

三位一体の改革および自治体財政確立についての意見書(北海道長万部町議会)(第三〇号)

財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(北海道古平町議会)(第三一号)

三位一体の改革及び自治体財政確立についての要望意見書(北海道剣淵町議会)(第三二号)

三位一体改革の確実な実施を求める意見書(埼玉県議会)(第三三号)

三位一体の改革に係る国庫補助負担金改革に関する意見書(石川県根上町議会)(第三四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道赤平市議会)(第三五号)

地方交付税の総額確保に関する意見書(北海道士別市議会)(第三六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道士別市議会)(第三七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道歌志内市議会)(第三八号)

地方自治体の財政確立についての意見書(北海道俱知安町議会)(第三九号)

地方交付税の総額確保に関する意見書(北海道忠類村議会)(第四〇号)

地方交付税の総額確保に関する意見書(北海道標茶町議会)(第四一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(青森県むつ市議会)(第四二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(秋田県大館市議会)(第四三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金等に関する改革案」の実現を求める意見書(山形県上山市議会)(第四四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(山形県東根市議会)(第四五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現に関する意見書(福島県津若松市議会)(第四六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県古河市議会)(第四七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県石岡市議会)(第四八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県岩井市議会)(第四九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県牛久市議会)(第五〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県ひたちなか市議会)(第五一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県鹿嶋市議会)(第五二号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(栃木県鹿沼市議会)(第五三号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(前橋市議会)(第五四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(群馬県富岡市議会)(第五五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(富山県黒部市議会)(第五六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(金沢市議会)(第五七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(石川県羽咋市議会)(第五八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(石川県松任市議会)(第五九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(甲府市議会)(第六〇号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(大阪府豊中市議会)(第六二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大阪府門真市議会)(第六三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(兵庫県三田市議会)(第六四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(奈良県大和高田市議会)(第六五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(和歌山県御坊市議会)(第六六号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(島根県出雲市議会)(第六七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(島根県江津市議会)(第六八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(広島県東広島市議会)(第六九号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(広島県安芸高田市議会)(第七〇号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(山口県萩市議会)(第七一号)

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(山口県周南市議会)(第七二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(徳島県阿南市議会)(第七三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(高知県土佐清水市議会)(第七四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福岡県大野城市議会)(第七五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福岡県前原市議会)(第七六号)

地方分権推進のための真の「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大分県豊後高田市議会)(第七七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(沖縄県平良市議会)(第七八号)

特定郵便局の存続を求める意見書(和歌山県南部町議会)(第七九号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道士別市議会)(第八〇号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道樺法華村議会)(第八一号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道鹿部町議会)(第八二号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道長万部町議会)(第八三号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道古平町議会)(第八四号)

日本郵政公社存続に関する要望意見書(北海道余市町議会)(第八五号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道赤井川村議会)(第八六号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道鷹栖町議会)(第八七号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道比布町議会)(第八八号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道豊浦町議会)(第八九号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道士幌町議会)(第九〇号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道忠類村議会)(第九一号)

日本郵政公社の存続に関する意見書(北海道尾町議会)(第九二号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県福部村議会)(第一〇〇号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県青谷町議会)(第一〇一号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県安来市議会)(第一〇二号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県大東町議会)(第一〇三号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県大東町議会)(第一〇四号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県大東町議会)(第一〇五号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県掛合町議会)(第一〇七号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県佐田町議会)(第一〇八号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県大社町議会)(第一〇九号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県西郷町議会)(第一一〇号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(岡山県加茂川町議会)(第一一一号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(岡山県勝田町議会)(第一一二号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(岡山県勝田町議会)(第一一三号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(岡山県奈義町議会)(第一一四号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(大分県高田町議会)(第一一五号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(大分県三光村議会)(第一一六号)  
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(大分県山国町議会)(第一一七号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道赤平市議会)(第一一八号)  
郵便公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保を求める意見書(北海道砂川市議会)(第一一九号)

郵政民営化に反対する意見書(北海道歌志内市議会)(第一二〇号)  
郵政事業の民営化検討に関する意見書(北海道厚田村議会)(第一二一号)  
郵政事業の民営化検討に関する意見書(北海道浜益村議会)(第一二二号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道上磯町議会)(第一二三号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道根室市議会)(第一二四号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道厚沢部町議会)(第一二五号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(北海道熊石町議会)(第一二七号)  
郵便事業民営化に反対する意見書(北海道大成町議会)(第一二八号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道黒松内町議会)(第一二九号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道共和町議会)(第一三〇号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道北竜町議会)(第一三二号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道北竜町議会)(第一三三三号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道朝日町議会)(第一三四号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道初山別荘村議会)(第一三五号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道遠別町議会)(第一三六号)  
郵政公社の現行体制での存続による国民サービスの維持発展とユニバーサルサービス確保を求める意見書(北海道天塩町議会)(第一三七号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道中頓別町議会)(第一三八号)  
郵政事業民営化に関する意見書(北海道歌登町議会)(第一三九号)

郵政民営化に関する意見書(北海道生田原町議会)(第一四〇号)  
郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する要望意見書(北海道湧別町議会)(第一四一号)  
郵政事業の民営化に反対する要望意見書(北海道滝上町議会)(第一四二号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道大滝村議会)(第一四三三号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道厚真町議会)(第一四四号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道日高町議会)(第一四五号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道門別町議会)(第一四六号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道三石町議会)(第一四七号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道浦河町議会)(第一四八号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道様似町議会)(第一四九号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道士幌町議会)(第一五〇号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道大樹町議会)(第一五一号)  
「郵政民営化 反対に関する意見書(北海道浜中町議会)(第一五二号)  
「郵政民営化 反対に関する意見書(北海道標茶町議会)(第一五三三号)  
郵政民営化に向けた取り組みを行わない事に関する意見書(北海道弟子屈町議会)(第一五四号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道別海町議会)(第一五五号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道標津町議会)(第一五六号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(宮城県雄勝町議会)(第一五七号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(宮城県河南町議会)(第一五八号)  
郵政事業の民営化の中止を求める意見書(秋田県河辺町議会)(第一五九号)  
郵政事業の民営化をしないよう求める意見書(山形県上山市議会)(第一六〇号)

郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県塩川町議会)(第一六一号)  
郵政事業の民営化に反対する意見書(福島県猪苗代町議会)(第一六二号)  
郵政事業の民営化に反対する意見書(福島県新地町議会)(第一六三三号)  
郵政事業の民営化に反対する意見書(福島県鹿島町議会)(第一六四号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県古河市議会)(第一六五号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県御前山村議会)(第一六六号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県谷和原村議会)(第一六七号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県関城町議会)(第一六八号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県明野町議会)(第一六九号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県協和町議会)(第一七〇号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県石下町議会)(第一七一号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県三和町議会)(第一七二二号)  
郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県名栗村議会)(第一七三三号)  
郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県八街市議会)(第一七四号)  
郵政事業経営形態に関する意見書(千葉県神崎町議会)(第一七五号)  
郵政事業民営化反対についての意見書(神奈川県松田町議会)(第一七六号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(神奈川県山北町議会)(第一七七号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(新潟県議会議)(第一七八号)  
郵政事業経営形態の堅持を求める意見書(新潟県紫雲寺町議会)(第一七九号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(新潟県与板町議会)(第一八〇号)  
郵政民営化反対を求める意見書(新潟県川西町議会)(第一八一号)

郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(富山県利賀村議会)(第一八二号)

郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県望月町議会)(第一八三号)

郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県御代田町議会)(第一八四号)

郵政事業に関する意見書(長野県浅科村議会)(第一八五号)

郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岐阜県笠松町議会)(第一八六号)

郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岐阜県上石津町議会)(第一八七号)

郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岐阜県輪之内町議会)(第一八八号)

郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岐阜県墨俣町議会)(第一八九号)

郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県谷汲村議会)(第一九〇号)

郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県久瀬村議会)(第一九一号)

郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県坂内村議会)(第一九二号)

郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県引佐町議会)(第一九三号)

郵政事業の改革に関する意見書(愛知県春日町議会)(第一九四号)

郵政事業のユニバーサルサービスの確保を求め意見書(三重県桶町議会)(第一九五号)

郵政事業民営化に当たっての意見書(三重県朝日町議会)(第一九六号)

郵政民営化に当たっての意見書(三重県南島町議会)(第一九七号)

郵政民営化の反対を求める意見書(三重県志摩町議会)(第一九八号)

「郵政事業の諸機能存続」を求める意見書(三重県磯部町議会)(第一九九号)

郵政民営化に対する意見書(滋賀県甲南町議会)(第二〇〇号)

郵政民営化に関する意見書(滋賀県信楽町議会)(第二〇一号)

郵政民営化に関する意見書(滋賀県多賀町議会)(第二〇二号)

郵政民営化に反対する意見書(京都府笠置町議会)(第二〇三号)

郵政事業に関する意見書(大阪府門真市議会)(第二〇四号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県三田市議会)(第二〇五号)

郵政事業の民営化に関する意見書(兵庫県黒田庄町議会)(第二〇六号)

郵政事業民営化反対に関する意見書(兵庫県三日月町議会)(第二〇七号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県浜坂町議会)(第二〇八号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県温泉町議会)(第二〇九号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県淡路町議会)(第二一〇号)

郵政民営化反対に関する意見書(兵庫県緑町議会)(第二一一号)

郵政民営化反対に関する意見書(兵庫県南淡町議会)(第二一二号)

郵政事業の民営化に関する意見書(奈良市議会)(第二一三号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県大和高田市議会)(第二一四号)

郵政民営化に関する慎重な検討を求める意見書(奈良県生駒市議会)(第二一五号)

郵政事業の民営化に関する意見書(奈良県月ヶ瀬村議会)(第二一六号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県山添村議会)(第二一七号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県川西町議会)(第二一八号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県三宅町議会)(第二一九号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県田原本町議会)(第二二〇号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県大宇陀町議会)(第二二一号)

郵政事業の民営化に関する意見書(奈良県菟田野町議会)(第二二二号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(奈良県上牧町議会)(第二二三号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県大淀町議会)(第二二四号)

郵政事業に関する意見書(奈良県下市町議会)(第二二五号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県天川村議会)(第二二六号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県十津川村議会)(第二二七号)

郵政事業民営化反対に関する意見書(奈良県下北山村議会)(第二二八号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県上北山村議会)(第二二九号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県川上村議会)(第二三〇号)

郵政事業民営化に反対する意見書(和歌山県御坊市議会)(第二三一号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(和歌山県南部川村議会)(第二三二号)

郵政民営化に関する意見書(和歌山県すさみ町議会)(第二三三号)

郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書(島根県江津市議会)(第二三四号)

郵政事業民営化に反対する意見書(島根県頓原町議会)(第二三五号)

郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(島根県温泉津町議会)(第二三六号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(岡山県有漢町議会)(第二三七号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(岡山県賀陽町議会)(第二三八号)

郵政事業民営化に反対する意見書(広島県東広島市議会)(第二三九号)

郵政民営化に反対する意見書(広島県江田島町議会)(第二四〇号)

郵政民営化に反対する意見書(広島県河内町議会)(第二四一号)

郵政事業民営化に反対する意見書(広島県瀬戸田町議会)(第二四二号)

郵政事業に関する意見書(山口県久賀町議会)(第二四三号)

郵政事業に関する意見書(山口県大島町議会)(第二四四号)

郵政事業に関する意見書(山口県橋本町議会)(第二四五号)

郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(山口県美川町議会)(第二四六号)

「郵便局の現状維持」に関する意見書(山口県川上村議会)(第二四七号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県市場町議会)(第二四八号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県鴨島町議会)(第二四九号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県川島町議会)(第二五〇号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県山川町議会)(第二五一号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県美郷村議会)(第二五二号)

郵政事業の民営化反対の意見書(高知県吾北村議会)(第二五三号)

郵政分割民営化の中止を求める意見書(高知県大月町議会)(第二五四号)

郵政事業の利便性維持に関する意見書(福岡県大野城市議会)(第二五五号)

郵政公社の民営化に関する意見書(福岡県若宮町議会)(第二五六号)

郵政公社の民営化に関する意見書(福岡県須田町議会)(第二五七号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(福岡県赤村議会)(第二五八号)

郵政民営化に反対する意見書(福岡県勝山町議会)(第二五九号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県高島町議会)(第二六〇号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県野母崎町議会)(第二六一号)

「郵政民営化」に関して慎重審議を要求する意見書(熊本県倉岳町議会)(第二六二号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県国見町議会)(第二六三号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県武蔵町議会)(第二六四号)

郵政事業の民営化改革に関する意見書(宮崎県佐土原町議会)(第二六五号)

郵政民営化に関する意見書(宮崎県高城町議会)(第二六六号)

郵政民営化に関する意見書(宮崎県北川町議会)(第二六七号)

郵政民営化に関する意見書(宮崎県諸塚村議会)(第二六八号)

同日

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(北海道釧路町議会)(第六九九号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県湯原町議会)(第七〇一号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」ではなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(岡山県湯原町議会)(第七〇一号)

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書(長崎県宇久町議会)(第七〇二号)

国民のための郵政改革を求める意見書(宮城県富谷町議会)(第七〇三号)

国民のための郵政事業を考える意見書(大分県別府市議会)(第七〇四号)

三位一体の改革及び自治体財政確立についての意見書(北海道由仁町議会)(第七〇五号)

三位一体の改革「および自治体財政確立」についての意見書(北海道美瑛町議会)(第七〇六号)

三位一体の改革「および自治体財政確立」についての意見書(北海道小平町議会)(第七〇七号)

三位一体の改革及び自治体財政確立を求める意見書(北海道平取町議会)(第七〇八号)

「三位一体の改革」及び自治体財政確立についての意見書(北海道えりも町議会)(第七〇九号)

拙速な郵政事業の分割・民営化に反対する意見書(栃木県足尾町議会)(第七一〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道岩見沢市議会)(第七一一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道名寄市議会)(第七一二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道富良野市議会)(第七一三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(北海道伊達市議会)(第七一四号)

地方交付税の総額確保に関する意見書(北海道八雲町議会)(第七一五号)

地方交付税の総額確保に関する意見書(北海道東神楽町議会)(第七一六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(青森県黒石市議会)(第七一七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(青森県五所川原市議会)(第七一八号)

地方分権推進のための地方税財政改革に関する意見書(宮城県手塚市町議会)(第七一九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(宮城県白石市議会)(第七二〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(秋田県大曲市議会)(第七二一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(山形県寒河江市議会)(第七二二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(山形県南陽市議会)(第七二三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福島県喜多方市議会)(第七二四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福島県喜多方市議会)(第七二五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福島県相馬市議会)(第七二六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福島県二本松市議会)(第七二七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(茨城県高萩市議会)(第七二八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(栃木県栃木市議会)(第七二九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(群馬県渋川市議会)(第七三〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(群馬県安中市議会)(第七三一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(埼玉県熊谷市議会)(第七三二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(埼玉県狭山市議会)(第七三三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(埼玉県坂戸市議会)(第七三四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(埼玉県浦和市議会)(第七三五号)

地方分権推進のための地方財源確保に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第七三六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(神奈川県南足柄市議会)(第七三七号)

地方分権推進のための地方財源確保に関する意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第七三八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(新潟県新津市議会)(第七三九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(新潟県五泉市議会)(第七四〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(新潟県白根市議会)(第七四一号)

地方への負担転嫁を許さず真の三位一体の改革を求める意見書(新潟県六日町議会)(第七四二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(富山県新湊市議会)(第七四三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(石川県珠洲市議会)(第七四四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」に対する意見書(福井県大野市議会)(第七四五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福井県あわら市議会)(第七四六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(長野県上田市議会)(第七四七号)

地方財政の充実・強化を求める意見書(長野県宮田村議会)(第七四八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(岐阜県美濃市議会)(第七四九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(静岡県御前崎市議会)(第七五〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(愛知県知多市議会)(第七五一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(三重県尾鷲市議会)(第七五二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(滋賀県長浜市議会)(第七五三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(京都府亀岡市議会)(第七五四号)

地方財源の確保に関する意見書(大阪府池田市議会)(第七五五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大阪府守口市議会)(第七五六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(鳥取県境港市議会)(第七五七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(松江市議会)(第七五八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(島根県浜田市議会)(第七五九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(島根県大田市議会)(第七六〇号)

地方交付税の財源保障機能の縮小反対と総額確保に関する意見書(岡山県高梁市議会)(第七六一号)

地方交付税の財源保障機能の縮小反対と総額確保に関する意見書(岡山県新見市議会)(第七六二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第七六三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(広島県三原市議会)(第七六四号)

地方交付税の財源保障機能の縮小反対と総額確保に関する意見書(山口県和木町議会)(第七六五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(徳島県小松島市議会)(第七六六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(香川県丸亀市議会)(第七六七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(愛媛県西条市議会)(第七六八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(愛媛県東予市議会)(第七六九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(高知県土佐市議会)(第七七〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第七七一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福岡県飯塚市議会)(第七七二号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(福岡県柳川市議会)(第七七三号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(長崎市議会)(第七七四号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(熊本県八代市議会)(第七七五号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(熊本県山鹿市議会)(第七七六号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(熊本県菊池市議会)(第七七七号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大分県別府市議会)(第七七八号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大分県中津市議会)(第七七九号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大分県日田市議会)(第七八〇号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(大分県臼杵市議会)(第七八一号)

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(沖縄県石垣市議会)(第七八二号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道富良野市議会)(第七八三号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道松前町議会)(第七八四号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道八雲町議会)(第七八五号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道東神楽町議会)(第七八七号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道南富良野町議会)(第七八八号)

日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書(北海道常呂町議会)(第七八九号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道杜鰐町議会)(第七九〇号)

日本郵政公社存続に関する意見書(北海道豊頃町議会)(第七九一号)

日本郵政公社経営の堅持についての意見書(宮城県瀬峰町議会)(第七九二号)

日本郵政公社の現行形態堅持を求める意見書(山形県余目町議会)(第七九三号)

日本郵政公社現行経営形態堅持を求める意見書(福島県二本松市議会)(第七九四号)

日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(埼玉県狭山市議会)(第七九五号)

日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(埼玉県都幾川市議会)(第七九六号)

「日本郵政公社」経営形態の堅持に関する意見書(千葉県山田町議会)(第七九七号)

日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県八千穂村議会)(第七九八号)

日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(長野県上松町議会)(第七九九号)

「日本郵政公社」現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県堀田村議会)(第八〇〇号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県国府町議会)(第八〇一号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県船岡町議会)(第八〇二号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第八〇三号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県用瀬町議会)(第八〇四号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県佐治村議会)(第八〇五号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(松江市議会)(第八〇六号)

日本郵政公社の民営化に反対する意見書(島根県仁多町議会)(第八〇七号)

日本郵政公社の民営化に反対する意見書(島根県吉田村議会)(第八〇八号)

日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(島根県川本町議会)(第八〇九号)

日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県五箇村議会)(第八一〇号)

日本郵政公社の国営公社制度の維持及び郵政事業の拡充を求める意見書(岡山県久世町議会)(第八一一号)

日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県勝田町議会)(第八一二号)

日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県中央町議会)(第八一三号)

民営化による郵政事業の利便性確保を求める意見書(福岡県杷木町議会)(第八一四号)

郵政民営化に関する意見書(北海道名寄市議会)(第八一五号)

郵政事業の民営化に反対し、現行の日本郵政公社の存続を求める意見書(北海道伊達市議会)(第八一六号)

郵政民営化に反対する意見書(北海道瀬棚町議会)(第八一七号)

郵政民営化に関する意見書(北海道北檜山町議会)(第八一八号)

郵政民営化に反対に関する意見書(北海道島牧村議会)(第八一九号)

郵政民営化基本方針に関する意見書(北海道寿都町議会)(第八二〇号)

郵政民営化に反対する意見書(北海道蘭越町議会)(第八二一号)

郵政民営化反対に関する意見書(北海道二七〇町議会)(第八二二号)  
郵政事業民営化反対に関する意見書(北海道真狩村議会)(第八二三号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道京極町議会)(第八二四号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道泊村議会)(第八二五号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道由仁町議会)(第八二六号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道新十津川町議会)(第八二七号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道美瑛町議会)(第八一八号)  
郵政公社の民営化に関する意見書(北海道占冠村議会)(第八二九号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道剣淵町議会)(第八三〇号)  
郵政公社の国営公社としての機能充実を求める意見書(北海道美深町議会)(第八三二号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道増毛町議会)(第八三三号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道小平町議会)(第八三四号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道苫前町議会)(第八三五号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道羽幌町議会)(第八三五号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道幌延町議会)(第八三六号)  
郵政民営化に反対する意見書(北海道浜頓別町議会)(第八三七号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道利尻町議会)(第八三八号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道利尻富士町議会)(第八三九号)  
郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する要望意見書(北海道湧別町議会)(第八四〇号)  
郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する要望意見書(北海道雄武町議会)(第八四一号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道早来町議会)(第八四二号)

郵政民営化に関する意見書(北海道追分町議会)(第八四三号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道平取町議会)(第八四四号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道新冠町議会)(第八四五号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道えりも町議会)(第八四六号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道新得町議会)(第八四七号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道陸別町議会)(第八四八号)  
郵政民営化に関する意見書(北海道浦幌町議会)(第八四九号)  
「郵政民営化」反対に関する意見書(北海道釧路町議会)(第八五〇号)  
「郵政民営化」反対に関する意見書(北海道阿寒町議会)(第八五一号)  
郵政民営化反対に関する意見書(北海道白糠町議会)(第八五二号)  
「郵政民営化」反対に関する意見書(北海道音別町議会)(第八五三号)  
「郵政民営化」反対に関する意見書(北海道羅臼町議会)(第八五四号)  
郵政事業経営形態堅持に関する意見書(岩手県川崎村議会)(第八五五号)  
郵政事業の経営形態に関する意見書(宮城県白石市議会)(第八五六号)  
郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(宮城県丸森町議会)(第八五七号)  
郵政公社の民営化に関する意見書(宮城県東和町議会)(第八五八号)  
郵政三事業の現行経営形態堅持に関する意見書(宮城県栗山町議会)(第八五九号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(宮城県河北町議会)(第八六〇号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県喜多方市議会)(第八六一号)  
郵政事業の民営化に反対する意見書(福島県相馬市議会)(第八六二号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県下郷町議会)(第八六三号)

郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県伊南村議会)(第八六四号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県熱塩加納村議会)(第八六五号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県北塩原村議会)(第八六六号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県高郷村議会)(第八六七号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県河東町議会)(第八六八号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県岩瀬町議会)(第八六九号)  
郵政事業の経営形態に関する意見書(栃木県塩谷町議会)(第八七〇号)  
郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県喜連川町議会)(第八七一号)  
郵政事業の民営化に関する意見書(群馬県吾妻町議会)(第八七二号)  
郵政事業の民営化に関する意見書(千葉県富津市議会)(第八七三号)  
郵政事業の現行経営形態の存続を求める意見書(新潟県新井市議会)(第八七四号)  
郵政事業の現行公社経営形態の堅持についての意見書(新潟県五泉市議会)(第八七五号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(新潟県山古志村議会)(第八七六号)  
郵政事業に関する意見書(新潟県高柳町議会)(第八七七号)  
郵政事業の現行サービス維持を求める意見書(新潟県神林村議会)(第八七八号)  
郵政事業現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県朝日村議会)(第八七九号)  
郵政事業に関する意見書(富山県平村議会)(第八八〇号)  
郵政事業の経営形態に関する意見書(山梨県昭和町議会)(第八八一号)  
郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(長野県上田市議会)(第八八二号)  
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に対する意見書(長野県北相木村議会)(第八八三号)  
郵政事業の現行公社経営状態の堅持に関する意見書(長野県軽井沢町議会)(第八八四号)

郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県立科町議会)(第八八五号)  
郵政事業に関する意見書(長野県辰野町議会)(第八八六号)  
郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県南箕輪村議会)(第八八七号)  
郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(長野県宮田村議会)(第八八八号)  
郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県売木村議会)(第八八九号)  
郵便局事業の現行経営形態を堅持する意見書(長野県白馬村議会)(第八九〇号)  
郵政事業に関する意見書(長野県鬼無里村議会)(第八九一号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県春日村議会)(第八九二号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県藤橋村議会)(第八九三号)  
郵政事業民営化反対の意見書(岐阜県御嵩町議会)(第八九四号)  
郵政事業民営化に対する意見書(岐阜県加子母村議会)(第八九五号)  
郵政事業民営化に関する意見書(岐阜県付知町議会)(第八九六号)  
郵政事業の改革に関する意見書(岐阜県山岡町議会)(第八九七号)  
郵政事業民営化改革に関する意見書(愛知県師勝町議会)(第八九八号)  
郵政事業の改革に関する意見書(滋賀県長浜市議会)(第八九九号)  
郵政民営化に関する意見書(滋賀県中主町議会)(第九〇〇号)  
郵政事業の民営化に反対を求める意見書(滋賀県野洲町議会)(第九〇一号)  
郵政事業民営化に反対する意見書(滋賀県甲西町議会)(第九〇二号)  
郵政民営化に関する意見書(滋賀県土山町議会)(第九〇三号)  
郵政民営化に関する意見書(滋賀県甲賀町議会)(第九〇四号)  
郵政民営化に関する意見書(滋賀県甲賀町議会)(第九〇五号)

郵政民営化に関する意見書(滋賀県安土町議会)  
(第九〇六号)

郵政民営化に関する意見書(滋賀県豊郷町議会)  
(第九〇七号)

「郵政事業民営化反対」に関する意見書(滋賀県  
甲良町議会)(第九〇八号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(滋賀県山  
東町議会)(第九〇九号)

郵政事業に関する意見書(京都府亀岡市議会)  
(第九一〇号)

郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書  
(京都府日吉町議会)(第九一一号)

郵政事業に関する意見書(大阪府守口市議会)  
(第九一二号)

郵政民営化に関する意見書(大阪府能勢町議会)  
(第九一三号)

郵政事業に対する意見書(大阪府河南町議会)  
(第九一四号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(兵庫県安  
富町議会)(第九一五号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県六栗郡一宮  
町議会)(第九一六号)

郵政民営化反対に関する意見書(兵庫県波賀町  
議会)(第九一七号)

郵政民営化に関する意見書(兵庫県出石町議会)  
(第九一八号)

郵政事業の民営化に関する意見書(兵庫県水上  
町議会)(第九一九号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良  
県新庄町議会)(第九二〇号)

郵政民営化に関する意見書(奈良県王寺町議会)  
(第九二一号)

郵政事業民営化に関する意見書(奈良県吉野町  
議会)(第九二二号)

郵政事業の民営化に関する意見書(奈良県西吉  
野村議会)(第九二三号)

郵政事業民営化に当たつての意見書(和歌山県  
下津町議会)(第九二四号)

郵政事業民営化に当たつての意見書(和歌山県  
野上町議会)(第九二五号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(和歌山県  
かつらぎ町議会)(第九二六号)

郵政民営化に関する意見書(和歌山県中辺路町  
議会)(第九二七号)

郵政民営化に関する意見書(和歌山県大塔村議  
会)(第九二八号)

郵政民営化に関する意見書(和歌山県上富田町  
議会)(第九二九号)

郵便局の国営公社形態の維持についての意見書  
(鳥取県倉見町議会)(第九三〇号)

郵便局の国営公社形態の維持についての意見書  
(鳥取県岸本町議会)(第九三一号)

郵政事業民営化に関する意見書(岡山県高梁市  
議会)(第九三二号)

郵政公社の経営形態堅持に関する意見書(岡山  
県真備町議会)(第九三三号)

郵政民営化に反対する意見書(広島県音戸町議  
会)(第九三四号)

郵政民営化に反対する意見書(広島県神石町議  
会)(第九三五号)

郵政事業に関する意見書(山口県和木町議会)  
(第九三六号)

郵政事業の改革に関する意見書(山口県小郡町  
議会)(第九三七号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県小松島  
市議会)(第九三八号)

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県井川町  
議会)(第九三九号)

郵政事業民営化の慎重な対応を求める意見書  
(香川県丸亀市議会)(第九四〇号)

郵政事業の民営化反対の意見書(香川県塩江町  
議会)(第九四一号)

郵政事業の民営化反対の意見書(愛媛県御荘町  
議会)(第九四二号)

郵政事業の分割民営化の中止を求める意見書  
(高知県吉川村議会)(第九四三号)

郵政事業の民営化反対の意見書(高知県東津野  
村議会)(第九四四号)

郵政分割民営化の中止を求める意見書(高知県  
東津野村議会)(第九四五号)

郵政事業の改革に関する意見書(福岡県大牟田  
市議会)(第九四六号)

郵政公社の民営化に関する意見書(福岡県稲築  
町議会)(第九四七号)

郵政事業の民営化に関する意見書(福岡県確井  
町議会)(第九四八号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(福岡県川  
崎町議会)(第九四九号)

郵政事業の民営化に関する意見書(福岡県椎田  
町議会)(第九五〇号)

郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県多久市  
議会)(第九五一号)

郵政事業の民営化に対する意見書(佐賀県神埼  
町議会)(第九五二号)

郵政事業の民営化反対に関する意見書(佐賀県  
三瀬村議会)(第九五三号)

郵政事業の民営化反対を求める意見書(佐賀県  
白石町議会)(第九五四号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県香  
焼町議会)(第九五五号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県西  
彼町議会)(第九五六号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県高  
来町議会)(第九五七号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県吾  
妻町議会)(第九五八号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県愛  
野町議会)(第九五九号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県  
千々石町議会)(第九六〇号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県西  
有家町議会)(第九六一号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県日  
田市議会)(第九六二号)

郵政事業の改革に関する意見書(大分県白杵市  
議会)(第九六三号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県真  
玉町議会)(第九六四号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県佐  
賀町議会)(第九六五号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県宇  
目町議会)(第九六六号)

郵政事業民営化に反対する意見書(大分県蒲江  
町議会)(第九六七号)

郵政事業の民営化に反対を求める意見書(大分  
県千歳村議会)(第九六八号)

郵政事業民営化に反対を求める意見書(大分県  
天瀬町議会)(第九六九号)  
郵政事業の国営維持を求める意見書(宮崎県三  
股町議会)(第九七〇号)  
郵政民営化に関する意見書(宮崎県山之口町議  
会)(第九七一号)  
郵政民営化に関する意見書(宮崎県川南町議会)  
(第九七二号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
理事の辞任及び補欠選任  
国政調査承認要求に関する件  
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改  
正する法律案(内閣提出第一号)

○実川委員長 これより会議を開きます。  
この際、一言ごあいさつを申し上げます。  
このたび、総務委員長の重責を担うことになり  
ました実川幸夫でございます。よろしくお願いい  
たします。

本委員会は、行政機構、公務員制度、地方自治  
等国の基本的な仕組みにかかわる問題及び情報通  
信、郵政事業等国民の経済社会活動を支える問題  
と多岐にわたっております。国民生活に広くかか  
わる極めて重要な使命を果たす委員会でもござい  
ます。

今日、行政の効率化、新時代の地方自治の確立  
及び高度通信社会の構築、郵政事業の見直し等当  
委員会に課せられた問題は山積しております。私  
も、その職責の重さを強く認識しております。  
何とぞ、委員各位の御指導、御協力を賜りまし  
て、公正かつ円満な委員会運営を図ってまいりた  
いと思っております。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○実川委員長 理事の辞任についてお諮りいたし  
ます。  
理事伊藤忠治君及び松崎公昭君から、理事辞任

の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が三名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に  
森山 裕君 安住 淳君  
及び 大出 彰君  
を指名いたします。

○実川委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構及びその運営に関する事項、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項、地方自治及び地方財政に関する事項、情報通信及び電波に関する事項、郵政事業に関する事項、消防に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○実川委員長 この際、麻生総務大臣、山本総務副大臣、今井総務副大臣、松本総務大臣政務官、山本総務大臣政務官及び増原総務大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 引き続き、総務大臣を拝命することになりました麻生太郎です。

ここにお見えの委員の皆様方には、常日、ごより総務省所管行政の推進にお力添えをいただき、心から厚く御礼を申し上げます。副大臣並びに政務官とともに全力を尽くして職責を全うする所存でございます。

実川委員長初め理事並びに委員各位の格段の御尽力、御鞭撻、御指導をよろしくお願い申し上げます。次第です。(拍手)

○実川委員長 次に、山本総務副大臣。

○山本副大臣 総務副大臣を拝命いたしました山本公一でございます。

麻生大臣のもと、実川委員長初め理事、委員の皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして務めを果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○実川委員長 今井総務副大臣。

○今井副大臣 このたび、総務副大臣を拝命いたしました今井宏でございます。

どうぞ皆様方の御指導と御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○実川委員長 松本総務大臣政務官。

○松本大臣政務官 引き続き、総務大臣政務官を拝命いたしました松本純でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○実川委員長 山本総務大臣政務官。

○山本(保)大臣政務官 このたび、総務大臣政務官を拝命いたしました山本保でございます。参議院議員でございます。

皆様方の格段の御指導をよろしく願っています。(拍手)

○実川委員長 増原総務大臣政務官。

○増原大臣政務官 このたび、総務大臣政務官を拝命いたしました増原でございます。

全力で頑張りますので、何とぞ皆様方の御指導をよろしく願っています。(拍手)

○実川委員長 次に、内閣提出、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 法律案の提案理由の説明に先立ち、一言申し上げさせていただきますと存じます。

このたびは、私のあいさつとそれに対します質疑に先立ち、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案の御審議をいただくことに相なりました。

この法案が、寒冷地手当支給日との関係から、このような日程で御審議をいただくことは、国会の遺憾に存じますが、国会が今回異例の対応をいただいたことに感謝し、総務大臣として厚く御礼を申し上げます。委員長及び理事並びに委員の御配慮に深く感謝を申し上げます。

それは、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月六日、一般職の職員給与の改定に関する人事院勧告が提出をされております。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職給与法の改正につきましては、教育職俸給表及び指定職俸給表を人事院勧告どおり改定すること等としております。

第二に、寒冷地手当法の改正につきましては、寒冷地手当の支給地域、支給額等について、人事院勧告どおり改定するほか、防衛庁職員への準用規定を改正することといたしております。

必要経路措置等について規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○実川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、明二十二日金曜日午前九時三十分理事會、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案  
一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一) 一般職の職員給与に関する法律の一部改正  
第一条 一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十三条の三」を「第十四条」に、「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改め、「ハワイ観測所勤務手当」を削り、「期末特別手当及び義務教育等教員特別手当」及び「期末特別手当」に改める。

第六条第一項第六号ハ及びニを削る。

第十一条の八第一項中「(以下)特定試験研究機関」というを削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第十四条を削り、第十三条の三を第十四条とする。

第十九条の九を削る。

第十九条の十中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「第十三条の三」を「第十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十九条の九とし、第十九条の十一を第十九条の十とする。

別表第六を次のように改める。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
34	410,700				
再任 用職 員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員 の 分 区	職務 の 級 号俸	1 級		2 級		3 級	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		円 —		204,000		252,700
	2		169,500		212,300		265,600
	3		180,100		220,800		278,300
	4		191,400		230,200		292,300
	5		202,800		239,500		306,400
	6		209,700		251,900		320,200
	7		217,000		264,200		335,200
	8		224,800		276,600		350,100
	9		232,600		289,100		365,100
	10		240,700		302,100		376,000
	11		249,000		314,900		386,400
	12		257,200		327,700		396,900
	13		265,200		340,500		406,500
	14		272,700		353,100		415,600
	15		280,300		362,000		423,900
	16		287,500		370,900		431,900
	17		294,600		379,700		439,300
	18		301,300		388,000		446,400
	19		307,600		396,100		452,500
	20		313,200		403,800		457,800
再任 職員 以外 の 職員	21		318,400		411,600		462,800
	22		323,200		419,000		467,500
	23		328,000		426,100		472,200
	24		332,200		432,200		476,900
	25		336,100		437,400		480,400
	26		339,500		442,400		483,600
	27		342,000		447,000		486,900
	28		344,300		451,700		
	29		346,900		456,400		
	30		349,600		459,800		
	31		352,200		463,000		
	32		354,700		466,100		
	33		357,100				
	34		359,500				
	35		362,100				
	36		364,700				
	37		367,200				
再任 職員			252,200		301,700		326,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員  
その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下この条及び次条において単に「職員」という。)のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。)に對しては、一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。)に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの

(寒冷地手当の額)

第二条 前条第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に應じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等		その他の職員
	世帯主である職員	その他の世帯主である職員	
一級地	二六、三八〇円	一四、五八〇円	一〇、三四〇円
二級地	二三、三六〇円	一二、〇六〇円	八、八〇〇円
三級地	二二、五四〇円	一一、八六〇円	八、六〇〇円
四級地	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(総務大臣が定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含まないものとする。

2 前条第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に應じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する

一 一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

た場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合

5 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

第二条の二から第四条までを削る。

第五條に見出しとして「(総務大臣への委任)」を付し、同条第一項中「第二条から前条まで」を「前条」に、「を除くほか」を「のほか」に改め、同条第二項中「第二条第二項、第四項及び第五項、第二条の二第一項、第三條、前條」を「前条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条を第三條とする。

第六條に見出しとして「(人事院の勧告等)」を付し、同條を第四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(防衛庁の職員への準用)

第五條 第一條、第二條(第三項第二号を除く。)及び第三條の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る職員 前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額

二 一般職給与法附則第七項の規定の適用を受ける職員 前二項の規定による額からその半額を減じた額

三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

第一条

同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項

第一条第一号

在勤する職員

在勤する職員及び当該地域に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員

一般職の職員に給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。)

防衛庁の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)

第二条第一項	掲げる額	掲げる額(政令で定める自衛官にあつては、同表に掲げる額の二分の一に相当する額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額)
第二条第一項の表備考	一般職給与法	防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職給与法
第二条第二項	掲げる額	掲げる額(政令で定める自衛官にあつては、同表四級地の項に掲げる額の二分の一に相当する額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額)
第二条第三項第一号	一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項	防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項又は第五項
第二条第三項第三号	国家公務員法第八十二条	自衛隊法第四十六条
第三条第二項	人事院の勧告に基づいて	一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して

第七条を削る。  
別表を次のように改める。  
別表(第一条、第二条関係)

地域の区分	地	域
一級地	北海道のうち 旭川市 帯広市 北見市 夕張市 苫別市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 後志支庁管内のうち 虻田郡 岩内郡のうち共和町 余市郡のうち赤井川村 空知支庁管内のうち 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡のうち浦臼町及び新十津川町 雨竜郡 上川支庁管内 留萌支庁管内のうち 天塩郡のうち幌延町 宗谷支庁管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町、中頓別町及び歌登町 天塩郡 網走支庁管内	赤平市 士別市 名寄市 滝川市

二級地	地	域
北海道のうち 札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美 唄市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩支庁管内 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち福島町 上磯郡のうち知内町及び木古内町 亀田郡のうち七飯 町 山越郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち厚沢部町 瀬棚郡のうち北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち岩内町 古宇郡のうち泊村 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち 空知郡のうち北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町 留萌支庁管内のうち 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡のうち遠別町及び天塩町 宗谷支庁管内のうち 枝幸郡のうち枝幸町 礼文郡 利尻郡 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺村 有珠郡のうち壮瞥町 白老郡 勇払郡のう ち鶴川町 日高支庁管内のうち 沙流郡のうち門別町 新冠郡 三石郡 様似郡 十勝支庁管内のうち 上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町 釧路支庁管内のうち 釧路郡 厚岸郡 白糠郡のうち白糠町 根室支庁管内のうち 標津郡のうち標津町 目梨郡	胆振支庁管内のうち 有珠郡のうち大滝村 勇払郡のうち早来町、追分町、厚真町及び穂別町 日高支庁管内のうち 沙流郡のうち日高町及び平取町 十勝支庁管内のうち 河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち忠類村及び大樹町 中 川郡 足寄郡 十勝郡 釧路支庁管内のうち 川上郡 阿寒郡 白糠郡のうち音別町 根室支庁管内のうち 野付郡 標津郡のうち中標津町	

<p>三級地</p> <p>北海道のうち 函館市 室蘭市 登別市 伊達市 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち松前町 上磯郡のうち上磯町 亀田郡のうち大野町、戸井町、 恵山町及び榎法華村 茅部郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち江差町及び上ノ国町 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡のうち 瀬棚町 後志支庁管内のうち 古宇郡のうち神恵内村 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち虻田町 日高支庁管内のうち 静内郡 浦河郡 幌泉郡</p>	<p>四級地</p> <p>青森県 岩手県のうち 盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡のうち平泉町 東磐井郡 のうち大東町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡のうち宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 宮城県のうち 古川市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 黒川郡のうち大和町及び び大衡村 加美郡 志田郡のうち三本木町 玉造郡 栗原郡のうち築館町、栗 駒町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、志波姫町及び花山村 秋田県のうち 秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 大曲市 鹿角市 鹿角郡 北秋田 郡 山本郡 南秋田郡 河辺郡 由利郡のうち矢島町、由利町、鳥海町及び東 由利町 仙北郡 平鹿郡 雄勝郡 山形県のうち 山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根 市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡 東田川郡のうち朝日村 福島県のうち 会津若松市 喜多方市 安達郡のうち大玉村、白沢村、岩代町及び東和町 岩 瀬郡 南会津郡 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡の うち棚倉町及び鮫川村 石川郡 田村郡のうち三春町、大越町、都路村、常葉 町及び船引町 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村 栃木県のうち</p>
<p>日光市 上都賀郡のうち足尾町 塩谷郡のうち栗山村及び藤原町 那須郡のう ち塩原町 群馬県のうち 沼田市 北群馬郡のうち伊香保町 吾妻郡のうち中之条町、長野原町、嬭恋 村、草津町、六合村及び高山村 利根郡 新潟県のうち 長岡市 新発田市 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 新井市 五泉市 上越市 中蒲原郡のうち村松町 南蒲原郡のうち下田村 東蒲原郡のうち津川 町、上川村及び三川村 三島郡のうち越路町 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡のうち高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡のうち頸城 村、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村 西頸城郡のう ち青海町 岩船郡のうち山北町 富山県のうち 上新川郡 中新川郡のうち上市町 下新川郡のうち宇奈月町 婦負郡のうち山 田村及び細入村 東礪波郡のうち城端町、平村、上平村、利賀村及び井口村 石川県のうち 江沼郡 石川郡のうち鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村 福井県のうち 大野市 勝山市 吉田郡のうち上志比村 大野郡 今立郡のうち池田町 南条 郡のうち今庄町 山梨県のうち 富士吉田市 東山梨郡のうち三富村及び大和村 東八代郡のうち芦川村 西八 代郡のうち上九一色村 北巨摩郡のうち高根町、長坂町、大泉村及び小淵沢町 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都 留郡のうち小菅村及び丹波山村 長野県のうち 長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根 市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 南 佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち高遠町、辰野町、箕輪 町、飯島町、南箕輪村、中川村及び長谷村 下伊那郡のうち阿南町、清内路 村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、売木村、秦草村、大鹿村及び上村 木 曾郡のうち木曾福島町、上松町、南木曾町、檜川村、木祖村、日義村、開田 村、三岳村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 埴 科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 岐阜県のうち 高山市 飛騨市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 加茂郡のうち東白川村 恵 那郡のうち川上村及び加子母村 大野郡 吉城郡 滋賀県のうち 伊香郡のうち余呉町</p>	<p>第一類第二号 総務委員会議録第一号 平成十六年十月二十一日</p>

兵庫県のうち 美方郡のうち村岡町及び美方町 和歌山県のうち 伊都郡のうち高野町 鳥取県のうち 日野郡のうち日野町、江府町及び溝口町 島根県のうち 飯石郡のうち頓原町 岡山県のうち 真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村 苫田郡のうち上齋 原村及び阿波村 英田郡のうち西粟倉村 広島県のうち 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(二) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「指定職俸給表十二号俸」を「指定職俸給表十一号俸」に改める。  
(一) 一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律の一部改正

第四条 一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「指定職俸給表十二号俸を」  
「指定職俸給表十一号俸」に改める。  
第八條第一項中「第十九條の七及び第十九條の九を」及び第十九條の七に改め、同條第二項中「及び第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた職員で施行日において同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び附則第四項において「改正後の給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けることとなるもの(以下「新旧」という。))は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

(教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)

3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。))は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。))と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の給与法第八條第六項若しくは第八項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号。附則第七項において「平成十年改正法」という。))附則第十二項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(改正前の任期付研究員法第六條第四項等の規定による俸給月額に関する経過措置)

6 施行日の前日において第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次項において「改正前の任期付研究員法」という。))第六條第四項又は第四條の規定による改正前の一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律(次項において「改正前の任期付職員法」という。))第七條第三項の規定による俸給月額を受けていた職員のうち、改正前の給与法の指定職俸給表十一号俸の額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日以降における俸給月額は、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六條第四項又は第四條の規定による改正後の一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律第七條第三項の規定にかかわらず、施行日の前日において当該職員が受けていた俸給月額と同じ額とする。

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正法附則第十一項若しくは第十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律第二条の規定を除く。の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(寒冷地手当に関する経過措置)

9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の寒冷地手当法 第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

二 改正後の寒冷地手当法 第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

三 旧寒冷地 この法律の施行の際における改正前の寒冷地手当法第一条に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 改正後の寒冷地手当法別表に掲げる地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成十六年十月二十九日(以下「旧基準日」という。))から引き続き次に掲げる職員(常時勤務に服する職員に限る。))、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百

十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)に在勤する職員(八に掲げる職員を除く。)

ロ 新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)に在勤する職員

ハ 改正後の寒冷地手当法第一条第二号の規定に基づき総務大臣が定める官署(旧寒冷地に所在するものに限る。)に在勤する職員であつて新寒冷地又は同号の規定に基づき総務大臣が定める区域に居住するもの

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の寒冷地手当法第二条第一項から第四項までの規定(この法律の施行の際における同条第二項及び第四項の規定に基づき総務大臣の定めを含む。以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の寒冷地手当法第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等

の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第七項の規定の適用は、ないものとする。

10 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

11 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

12 基準日(その属する月が平成二十一年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員(いづれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額

(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の寒冷地手当法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六千円
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一万円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一万四千元
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万八千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万二千元

13 改正後の寒冷地手当法第二条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。)附則第十項から第十二項まで」と、同項第一号及び第二号中「前二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで及び平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象

15 検察官であつた者又は一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同法の俸給表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなつた場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

16 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の寒冷地手当法第三条第一項の規定の適用については、同

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万円
平成二十一年十一月から平成二十二年三月まで	二万六千元

17 項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第十項から第十五項まで」とする。  
 附則第十四項及び第十五項の規定に基づく総務大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならない。

18 (防衛庁の職員への準用)  
 附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九項第三号	第一条	第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第一条
附則第九項第五号	国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
附則第九項第五号イ	在勤する職員	在勤する職員及び当該旧寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第五号ロ	在勤する職員	在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第五号ハ	第一条第二号	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第一条第二号
附則第九項第五号ハ及び第六号、第十四項、第十五項並びに前項	総務大臣	内閣総理大臣
附則第九項第六号及び第七号	第二条第一項	第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第二条第一項
附則第九項第八号	寒冷地手当の額	寒冷地手当の額(自衛官にあっては、改正前の寒冷地手当法第七条第三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める期間内の各月に分割して支給される寒冷地手当の額を合算した額)
附則第十項から第十二	第一条	第五条において準用する改正後の

項まで、第十四項及び第十五項	第二条第一項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第一項
附則第十二項	第二条第三項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第三項(第二号を除く。)
附則第十三項	附則第十項	附則第十八項において準用する平成十六年改正法附則第十項
	同項第一号及び第二号中「前二項	同項第一号中「前二項
	附則第十三項	附則第十八項において準用する平成十六年改正法附則第十三項
	準用する前項各号	準用する前項第一号及び第三号」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及び第三号
附則第十五項	一般職の職員の給与に関する法律	防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条第二項及び第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律
	同法の	防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第一項、第二項及び第五項に規定する
附則第十六項	第三条第一項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
	(附則第十項	(附則第十八項において準用する同法附則第十項
前項	人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮した

19 (一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十二項までを削り、第二十三項を第十七項とし、第二十四項を第十八項とし、第二十五項から第三十一項までを削る。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

20 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第十一条の八第一項又は第二項を」を「第十一条の八第一項」に改める。

附則第十七項中「義務教育等教員特別手当」を「期末特別手当」に改める。

附則第二十八項中「義務教育等教員特別手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

21 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項ただし書中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第...号)第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「旧寒冷地手当」という。)を支給していたに改め、投票所については「の下に、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第六条第三項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していたに改め、選挙分会については「の下に、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第九条第六項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していたに改め、演説会場については「の下に、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。

第十三条第四項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していたに改め、場合においては「の下に、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加え、同項の

表中「地域」を「旧寒冷地手当の支給地域」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

22 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十三条の三を」を「第十四条」に、「管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

23 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第五号中「第五条第二項及び第六条」を「第三条第二項及び第四条」に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

24 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

25 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「から又まで」を「又は」に改め、同号下中「四級」を「三級」に改め、同号下中「三級以上」を「三級」に改め、同号中「及び又を削り、ルをリとし、ヲからタまでを又からカまでとする。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

26 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第十三条の三第二項」を「第十四条第二項」に改める。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧 級	新 級
教育職俸給表(一)	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
教育職俸給表(四)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十六年八月六日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行い、あわせて、寒冷地手当の支給地域、支給額等の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十月二十六日印刷

平成十六年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A